

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)		
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	2,182	29,629	
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	16	65	
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4			
		法附則32条第1号に該当するもの	16,500円 × 1/2	744	6,101	
		法附則32条第2号に該当するもの	16,500円 × 1/2			
		上記に該当しないもの	16,500円	1,422	23,463	
		所得割額の納付を要しない者	-	208	1,601	
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4			
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4			
		法附則32条第1号に該当するもの	11,000円 × 1/2	125	688	
		法附則32条第2号に該当するもの	11,000円 × 1/2			
		上記に該当しないもの	11,000円	83	913	
		網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	5	37
			うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
	うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの		8,200円 × 3/4			
	法附則32条第1号に該当するもの		8,200円 × 1/2	1	4	
	法附則32条第2号に該当するもの		8,200円 × 1/2			
	上記に該当しないもの		8,200円	4	33	
	所得割額の納付を要しない者		-	1	5	
	うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの		5,500円 × 1/4			
	うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの		5,500円 × 3/4			
	法附則32条第1号に該当するもの		5,500円 × 1/2			
	法附則32条第2号に該当するもの		5,500円 × 1/2			
	上記に該当しないもの		5,500円	1	5	
	わな猟免許に係る登録		所得割額の納付を要する者	-	583	3,805
			(21) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		(22) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4			
		(23) 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円 × 1/2	238	976	
		(24) 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円 × 1/2			
		(25) 上記に該当しないもの	8,200円	345	2,829	
		所得割額の納付を要しない者	-	122	478	
		(26) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4			
		(27) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4			
		(28) 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2	69	186	
		(29) 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2			
(30) 上記に該当しないもの		5,500円	53	292		
第二種銃猟免許に係る登録		(31) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4			
		(32) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4			
		(33) 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2	4	11	
		(34) 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2			
		(35) 上記に該当しないもの	5,500円	63	346	
- (35) の 合 計		-	3,168	35,912		